

千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 第2回議事概要

論点	第2回で提示した県の当初の方針	委員からの意見や議論の概要	意見や議論に対して説明した方向性案
⑥保存期間が満了した文書の取扱い	保存期間が満了した行政文書は、歴史的価値の有無に応じ、文書館長の同意を得て、文書館への移管又は廃棄を行う旨を規定する。	ア 条例上の主体は知事に統一し、実際の事務については、知事の補助機関である政策法務課及び文書館が担うこととし、移管又は廃棄に際しては、歴史公文書判定アドバイザーによる助言を受ける現行の制度をベースに、審議会が一定の関与をするという考え方もあるのではないかな。 イ 負担軽減の観点から、行政文書の作成時に、歴史的に重要なものにはフラグを立て、後の歴史判定に活かす「レコードスケジュール」の導入を検討してはどうか。 ウ 電子文書について、保存期間満了後に、共有フォルダ内に残置することなく、適切に廃棄できる仕組みを設けてはどうか。 エ 知事と文書館長、また、文書館とアドバイザーの間で意見が分かれる場合も想定しておく必要があるのではないかな。 また、千葉市の公文書等管理審査会においては、実施機関と審査会の判断との間で見解が異なる場合には、審査会の判断が優先される取扱いとなっており、千葉県においても、（実施機関と文書館の意見が分かれる場合には）同様の取扱いとすることが考えられる。	ア 条例上の主体は知事とし、移管又は廃棄の際に、知事の権限の下、文書館長が歴史資料に関し識見を有する者（有識者）の意見を踏まえ、同意をするものとする。 イ 行政文書ファイルの管理に関して、「レコードスケジュール」を含め、国の考え方なども参考に研究を進め、適宜ガイドライン等に反映させる。 ウ 共有フォルダ等に保存されたデータの削除を含め、電子文書の適切な廃棄方法について、国の運用等を参考に検討し、ガイドライン等において明確化する。 エ 実施機関と文書館長との意見が分かれる場合については、基本的には文書館長の判断によることとなるが、案件によっては、政策法務課が関係者双方の意見を聴いて調整を行うことも考えられる。 アドバイザーの助言については、文書館を拘束するものではないものの、当然に意見のすり合わせを図った上で、知事の権限の下、文書館長が実務上の判断を行うものとする

千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 第2回議事概要

論点	第2回で提示した県の当初の方針	委員からの意見や議論の概要	意見や議論に対して説明した方向性案
⑦特定歴史公文書の範囲	特定歴史公文書は、歴史的価値が認められ実施機関から文書館へ移管された文書とする。 一方で、寄贈寄託文書（民間の古文書等）については、現行の文書館管理運営規則等による取扱いを維持する。	ア 特定歴史公文書は、保存期間経過後に実施機関から文書館へ移管された文書とし、私人等から寄贈・寄託された文書については、現行の文書館管理運営規則等による取扱いを維持することが適当と整理された。 イ 古文書のようなものを条例の対象外とすることは適当と考えるが、例えば歴代知事など県政に関わる人物から寄贈等された文書については、条例の対象に含めるべきでないか。 ウ 「歴史公文書」の文言について、条例施行後も定義を残すことを検討してはどうか。	ア 保存期間経過後に実施機関から文書館へ移管された文書を特定歴史公文書とし、私人等から寄贈・寄託された文書については、文書館管理運営規則等により適切に管理し、一般の利用に供するものとする。 イ 公文書に類するものとして条例の対象とする際の線引きや、権利関係、利用条件等に課題があることから、規則等に基づき、個別に調整しながら適切に管理・活用するものとする。 ウ 今後の立案過程において、引き続き検討する。
⑧特定歴史公文書の利用	特定歴史公文書の利用は、行政サービスではなく、利用請求権に基づくものであると整理する。	県の方針に対し異論なし。 なお、「利用」は、県民共有の知的資源である特定歴史公文書を、閲覧や写しの交付等により県民が主体的に活用することを踏まえた表現であり、「開示」は、行政が現に管理している文書について、請求に応じて閲覧等ができる状態にすることを踏まえた表現であると確認した。	特定歴史公文書の利用は、行政サービスではなく、利用請求権に基づくものであると整理する。
⑨文書館の役割	条例における権限の主体は知事とし、特定歴史公文書に関する実際の業務については、文書館が有識者の意見を踏まえながら運用していく。	県の方針に対し異論なし。 なお、審議会の歴史判定への関与についても、検討されたい。	条例における権限の主体は知事とし、特定歴史公文書に関する実際の業務については、文書館が有識者の意見を踏まえながら運用していく。

千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 第2回議事概要

論点	第2回で提示した県の当初の方針	委員からの意見や議論の概要	意見や議論に対して説明した方向性案
⑩公文書管理の適正性の担保	審議会を設置し、特定歴史公文書の利用拒否決定に係る審査請求に関する答申や、その廃棄に対する意見、制度全般への意見具申を所掌する。	ア 歴史判定は、専門的判断を要する文書を膨大に処理する必要があるため、審議会による個別審議にはなじみにくい一方、審査請求等は、専門性に加え、法的観点からの公正・客観的な判断が必要であるため、審議会が関与することに合理性がある。 ただし、歴史判定の重要性に鑑み、審議会が歴史判定に関与することについて、なお検討の余地があるとも思われるため、引き続き検討されたい。 イ 審議会が制度全般について報告を受け、必要に応じて建議できる機能を持たせてはどうか。	ア 特定歴史公文書の利用拒否決定に係る審査請求に関する答申や、その廃棄に対する意見、制度全般への意見具申を所掌する。 第三者の関与により客観性及び公正性を確保しつつ、事務負担が過度とならないよう、関与の在り方について引き続き検討する。 イ 知事の調査権限や実施機関による報告などで得られた情報を審議会に提供し、当該情報を基に審議会が建議を行う仕組みとすることも含め、引き続き検討する。
その他の意見		本条例は、行政の判断について、その理由を後から検証できるようにすることを理念としており、制定過程についても適切に記録を残すべきではないか。	本条例の立案過程については、本検討会議における議論の概要を公表し、行政文書として保存する。 また、条例案の起案に当たっては、立案過程を跡付ける資料を紐づけるなど、後の検証に資するよう適切に記録を残していく。